

平成19年 9月25日

市川三郷町長 久保 眞一 様

市川三郷町補助金等見直し委員会

市川三郷町補助金等の見直しに関する提言書の提出について

市川三郷町補助金等見直し委員会は、平成19年6月6日、市川三郷町長より、町が交付する補助金等の見直しについて審議、検討を行い、その結果を報告するように要請を受けました。

この要請を受け、委員7名により、4回にわたる審議、検討を重ねた結果を、「市川三郷町補助金等の見直しに関する提言書」としてまとめましたので提出いたします。

なお、本提言書の内容が可能な限り反映され、透明性の確保された補助金等の交付が適正に執行されますことを切に要望します。

市川三郷町補助金等の見直しに  
関する提言書

平成19年9月

市川三郷町補助金等見直し委員会

## 目 次

1 補助金交付・見直し基準の策定の趣旨 .....	1
2 基本的な考え方 .....	1・3
3 補助金等交付基準 .....	2・4～7
4. 補助金等見直し基準 .....	2・4・8～10
5. 負担金等の交付及び見直し基準 .....	2
6. その他 .....	2

### 添付資料

○市川三郷町補助金等見直し委員会設置要綱 .....	11
○市川三郷町補助金等見直し委員会活動状況 .....	12

## 1. 補助金等交付・見直し基準策定の趣旨

補助金等は、その効果的な活用により、地域活性化や産業振興などの公共課題の解決に有効な手段となることから、本町の行政施策を展開する中で、長い間重要な役割を果たしてきた。現状では、補助の長期化による既得権化の傾向があること、交付の判断基準がまちまちで、判断根拠が不透明なもの、具体的な効果の見えにくいものがあることなど様々な課題がある。また、現在の厳しい財政状況では、削減・廃止・統合などの総合的な整理を図る必要がある。しかし、単に補助金の削減そのものを目的としてはならない。限られた財源を有効に活用し、補助金の効果的・効率的かつ適正な執行をされることが重要である。そのための指針となるべく、補助金等交付及び見直しの基準を策定し、ここに提言書としてとりまとめる。

## 2. 基準等の策定にあたっての基本的な考え方

- (1) 本町の補助金については、団体運営費補助金、事業・活動費補助金に区分する(別紙1)。
- (2) 少額の補助金、恒常的に交付している補助金、補助目的を達成している補助金、統合可能な補助金等について、廃止・削減・統合等の見直しを進める。
- (3) 事業内容を検証し、行政がその責任において保護奨励すべきものと、各種団体等が主体的自立的に行うものとの区分を明確にして、補助目的に合致しているかどうかを検証する。
- (4) 補助額の上限や終期の設定及び補助率を見直し、補助金の適正化を図る。
- (5) 交付については、補助が長期間にわたる場合の既得権化などの弊害を防ぎ適切な見直しを行うため、原則として終期を設定するものし、最長3年とする。

また、国や県の制度による補助は、制度の終了をもって本町の補助を終了し、更新の必要がある場合には必ず見直し基準による見直しを行うこととする。

- (6) (仮称)補助金審査委員会を設置し、補助金の交付及び見直しについて必要に応じ審査を行うことで、公平公正な審査及び検討を図ることとする。なお、審査の際には、関係団体等の意見を徴するものとする。
- (7) 団体運営費補助金については、補助対象を明確にするため、事業・活動費補助金への移行を図るものとする。

### 3. 補助金等交付基準

補助金等の適正な執行を図るため、『補助金等交付基準』（別紙2）を策定する。補助金の交付にあたっては、判断指針として「公共性」、「効果性」、「団体等の適格性」を、交付指針として「補助対象外経費」「補助額の適正化」「交付期間」について、『補助金調書』（別紙3）、補助金等交付基準チェックシート』（別紙4）を基に、慎重な審査・検討を行うこととする。

### 4. 補助金等見直し基準

補助金等の見直しについて適正な執行を図るため、『補助金等見直し基準』（別紙5）を策定する。見直し結果については、「継続」、「廃止」、「減額」、「その他」とし、『補助金調書』（別紙3）、『補助金等交付基準チェックシート』（別紙4）及び『補助金等見直し基準チェックシート』（別紙6）を基に、慎重な審査・検討を行うこととする

### 5. 負担金等の交付及び見直し基準

負担金等についても、補助金等の交付及び見直し基準に準じて、適正な執行を図ることとする。

### 6. その他

- (1) 補助金の適正な執行にあたり、収支決算書には領収書等の支払内容を証明できるもの（コピー可）の添付の義務づけを図ることとする。
- (2) 団体運営補助金については、法令により設立されている社会福祉協議会や町事業の補完的な位置にある体育協会などを除き、事業・活動補助金への移行を図ることとする。
- (3) 補助金の使途などを明確にするために、個人情報を保護しつつ、広報及びホームページ等で情報の開示を図ることとする。
- (4) 本提言書に基づき、平成20年度予算に反映させるようすみやかに補助金の見直しを行うことを要望する。

補助金の種別と課題

名称	位置付け	課題
団体運営費補助金	<p>公益上、必要と判断される団体に対して、財政基盤がぜい弱であるため一定期間交付される補助金</p> <p>(例: 子安神社神楽保存会補助金)</p> <p>公益上、必要と判断される業務(町業務の代替等)を執行している団体(外郭団体)への補助金</p> <p>(例: 社会福祉協議会補助金・体育協会補助金)</p>	<p>長年にわたり交付を受けていることで、既得権益化することにより自主・自立できない団体について、その必要性を検討する必要がある。</p> <p>社会情勢等から懸け離れて補助目的をすでに終えている団体について、その必要性を検討する必要がある。</p> <p>町が外郭団体への交付については、人件費を含むケースが多いことから人員配置等が過大になっていないか必要性を確認する必要がある。</p> <p>国・県の交付基準に基づく法定以上の交付額がある場合には、その必要性を検討する必要がある。</p> <p>条例や規則に基づく交付の場合には、交付額が社会情勢等に勘案して妥当であるかどうか検討する必要がある。</p>
事業・活動費補助金	<p>公益上必要となる事業の実施やイベント等の活動に関する補助金</p> <p>(例: チャイルドシート購入補助金)</p>	<p>毎年行うから例年どおり交付するのではなく、社会情勢等に勘案して、真に効果があり、広く町民に効果が普及するような事業・活動に交付されているか必要性を検討する必要がある。</p> <p>国・県の交付基準に基づく法定以上の交付額がある場合には、その必要性を検討する必要がある。</p> <p>条例や規則に基づく交付の場合には、交付額が社会情勢等に勘案して妥当であるかどうか検討する必要がある。</p>

## 補助金等交付基準

指針	項目	内容
判断 指針	(1) 公共性	<p>住民自治、社会福祉の推進について必要性が高く、町民の福祉の向上に寄与するもの。</p> <p>行政の施策として、事業を団体や個人に積極的に推進しようとするもの。</p> <p>受益者が特定の者に限定されず、行政と町民の役割分担から見て、真に補助すべき事業・活動であること。</p>
	(2) 効果性	<p>事業活動の目的、視点、内容などが社会経済状況に合致すること。</p> <p>補助金額の費用対効果が認められること。</p>
	(3) 団体等の的確性	<p>法令等に抵触していないこと。</p> <p>団体等の会計処理及び使途が適切であること。</p> <p>団体等構成員から会費を徴収するなど自主財源の確保に努めており、団体等における補助金収入の割合が適性であること。</p> <p>団体の決算における繰越金の額が、補助金額を超えていないこと。</p>
交付 指針	(4) 補助対象経費	<p>補助対象経費として、以下の経費は原則として対象外とする。</p> <p>宿泊を伴う視察や慰労的な研修の経費。</p> <p>交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費など直接関係しない経費。</p> <p>その他社会一般通念上、公金で賄うことがふさわしくないもの。</p> <p>次にかかる経費は、団体運営費補助金を除き原則として対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理費等の本来団体の自己財源で賄う経費</li> <li>・団体に雇用する職員の人件費(臨時雇用を除く)</li> <li>・目的等が異なる他の団体等へ行う迂回助成</li> </ul> <p>(注)事業の目的に応じ、対象経費と対象外経費が明確に区分されていること。</p>
	(5) 補助金の適正化	<p>補助金の交付率については、原則として補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、上限額等について別途基準を定めているものについてはその範囲内とする。</p> <p>国庫、県補助を伴う事業に係る町の補助は、合理的理由がない限り上乗せ補助は行わない。</p> <p>団体等の決算において、繰越金の額が補助金を超えている場合などについては、補助金を調整する。</p> <p>個人を対象とする補助金については、町税の納付状況や所得要件等による交付の制限を必要に応じて設定する。</p>
	(6) 交付期間	<p>最長3年の終期を設定し、更新の必要がある場合には必ず見直し基準による見直しを行うこと。</p> <p>国、県補助によるものは、国及び県の補助終了をもって終了し、更新の必要がある場合には必ず見直し基準による見直しを行うこと。</p>

# 補助金調書

別紙 3

番号		所管	課	係
----	--	----	---	---

(単位:千円)

補助金名称		補助団体名称	
代表者 氏名 住所・連絡先	氏名	会員数	
	住所	下部組織名称	
	連絡先		
根拠法令等			
交付要綱等			
事業概要			
補助目的			

補助団体等の収支		n-2年度	n-1年度	n年度	n年度	備 考 (区分ごとの主要内容・内訳を記載)	
区 分		決算額	決算額	予算額	申請額		
団体等の 予算 決算 状況	収 入	町補助金				補助率 / 、 %	
		会 費					
		繰越金					
		その他の収入					
		合 計					
	支 出	事業費					
		会議費					
		その他の支出					
		合 計					
	収入 - 支出						

国庫・県	補 助 金 の 名 称	補助率	補助金額
		/	
		/	
		/	

各年度の決算、予算及び申請状況が把握できる資料を添付してください。



補助金等交付基準チェックシート

別紙 4

補助金等の名称

支出先(団体名)

区分	評価項目	評価	備考
(1)公共性	町民の福祉の向上につながる事業である。		
	行政が関与すべき事業である。		
	町の施策と一致している。		
	不特定多数の町民に効果が及ぶ。		
(2)効果性	目的が現在の社会情勢に合っている。		
	活動が社会的ニーズに合っている。		
	費用対効果が認められる。		
(3)団体等の的確性	団体と活動内容が法令等を考慮している。		
	会費を徴収するなどの自主財源の確保に努めている。		
	団体の繰越等の余剰財源が補助金額を上回っていない。		
	補助金の用途のうち、事業に関係ない経費は含まれていない。 (慶弔費、飲食費、親睦会費、視察・研修経費など)		
総合評価			
【評価方法】 A:あてはまる B:どちらかというにあてはまる C:どちらかというにあてはまらない D:あてはまらない			

補助金の交付に関する意見

交付団体意見	
担当課意見	
審査会意見	

項目	内容
(1) 継続	<p>及び を満たす ~ のいずれかに該当するもの。ただし、(3)減額に該当する場合には、(3)減額とする。</p> <p>交付基準等に適合しており、補助金の必要性が認められるもの(交付基準チェックシートで確認)。</p> <p>法令等により補助することが義務づけられているもの。</p> <p>国、県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、町の負担が義務的にあるもの。</p> <p>他の市町村との協議等により、町の負担が決定しているもの。</p> <p>行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完して実施しているもの。</p> <p>* 補助期間については、3年以内を設定すること。</p>
(2) 廃止	<p>(1)継続のいずれかの要件を満たしておらず、~ のいずれかに該当するもの。</p> <p>補助目的がすでに達成されたもの。</p> <p>社会情勢等の変化により補助の目的が適切でなく、事業効果が薄れているもの。</p> <p>長期にわたり継続して補助しているもののうち、目的が十分達成されていないなど事業効果が不明確となり、事業目的があいまいになっているもの。</p> <p>会計処理、補助金の使途が適正でないもの。</p> <p>その他、補助金交付基準に適合しないと思われる事業または団体等に対して補助しているもの。</p>
(3) 減額	<p>(1)継続のいずれかの要件を満たしているが、~ のいずれかに該当するもの。</p> <p>決算内容を精査した後の繰越金が補助金の3分の1以上超えているもの。</p> <p>交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等へ支出しているもの。</p> <p>宿泊を伴う視察や慰労的な研修の経費へ支出しているもの。</p> <p>国庫、県補助を伴う事業に係る町の補助のうち上乗せしているものについて、社会情勢等の変化により事業効果が不明確となり、合理的目的が認められないもの。</p> <p>* 補助期間については、3年以内を設定すること。</p>
(4) その他	<p>類似目的の補助は、統廃合を検討すること。</p> <p>補助金になじまないものについては、支出科目の見直しを行うこと。</p>

補助金等見直し基準チェックシート

別紙 6

補助金等の名称

支出先(団体名)

区分	評価項目	評価	備考
(1) 継続	交付基準等に適合しており、補助金の必要性が認められる。		
	法令等により補助することが義務づけられている。		
	国、県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、町の負担が義務的にある。		
	他の市町村との協議等により、町の負担が決定している。		
	行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完して実施している。		
(2) 廃止	補助目的がすでに達成されている。		
	社会情勢等の変化により補助の目的が適切でなく、事業効果が薄れている。		
	目的が十分達成されていないなど事業効果が不明確となり、事業目的も不明確である。		
	会計処理、補助金の使途が不適正である。		
	補助金交付基準に適合しないと思われる事業または団体等に対して補助している。		
(3) 減額	決算内容を精査した後の繰越金が補助金額の3分の1以上超えている。		
	交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等へ支出している。		
	宿泊を伴う視察や慰労的な研修の経費へ支出している。		
	国庫、県補助を伴う事業に係る町の上乗せ補助を行うための事業効果や合理的目的が認められない。		
(4) その他	類似している補助金がある。		
	補助金になじまないので、支払科目を変更する必要がある。		
	補助金の交付を受けている期間が、3年を超えている。		
総合評価			
【評価方法】 A:あてはまる B:どちらかというにあてはまる C:どちらかというにあてはまらない D:あてはまらない			

補助金の見直しに関する意見

交付団体意見	
--------	--

担当課意見	
-------	--

審査会意見	
-------	--

## 市川三郷町補助金等見直し委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町が行う補助金等について見直しを行うために市川三郷町補助金等見直し委員会を設置するものとする。

### (所掌事務)

第2条 市川三郷町補助金等見直し委員会(以下「委員会」という。)は、町が交付する補助金等の見直しについて審議及び検討を行い、その結果を町長に報告するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1)町議会の総務教育常任委員会、厚生常任委員会及び土木産業常任委員会の各委員長3名
- (2)学識経験者及びその他住民等の代表(公職及び補助団体会員除く)4人
- (3)上記(2)のうち2人以内を公募することができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに委員長、副委員長が欠けたときの会議は、町長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年5月11日から施行する。

市川三郷町補助金等見直し委員会 活動状況

会議開催	開催日	議題他
委嘱式 第1回	平成19年6月6日(金)	(1)役員選出 (2)補助金の現状と見直しについて (3)今後のスケジュール (4)その他
第2回	平成19年7月18日(水)	(1)補助金調書等からみた補助金の現状について (2)市川三郷町補助金等の見直しについて(案) (3)その他
第3回	平成19年8月24日(金)	(1)市川三郷町補助金等の見直しに関する提言書 (案)について (2)その他
第4回	平成19年9月25日(火)	(1)市川三郷町補助金等の見直しに関する提言書 (案)について (2)提言書の提出